

事前説明案件 伊勢都市計画道路（高向小俣線）の変更素案について

伊勢都市計画道路（高向小俣線）については、平成 31 年に当該路線の約 1,280m 区間の道路幅員を 9.5m とし、一部線形の変更を行ったところ。

このたび、事業を推進するにあたり詳細な設計及び関係機関との調整を行ったところ、道路法面の盛土形状が確定したため、法尻までを都市計画道路の区域とするものです。

■変更計画書（P 1 参照）

道路種別は、幹線街路、名称は、都市計画道路番号 3・6・22、路線名が高向小俣線、起点が伊勢市御薊町高向字上^{かみたてはら}蓼原、終点が伊勢市小俣町相合、主な経由地が伊勢市小俣町元町、区域としまして、延長が約 2,870m、車線の数 2 車線、幅員は 9.5m、幹線街路と平面交差が 2 箇所です。構造形式の内訳は、伊勢市御薊町高向字上^{かみたてはら}蓼原から伊勢市小俣町元町の区域約 940m が嵩上式の幅員 9.5m、その他約 1,930m が地表式の幅員 9.5m～16.0m となります。

※嵩上式：道路面が地表面よりおおむね 5m 以上高い区間が 350m 以上連続している区間

地表式：嵩上式の区間以外の区間

■理由書（P 2 参照）

高向小俣線は、平成 31 年に当該路線の約 1,280m 区間の道路幅員を 9.5m とし、一部線形の変更を行ったところ。

このたび、事業を推進するにあたり詳細な設計及び関係機関との調整を行ったところ、道路法面の盛土形状が確定したため、法尻までを都市計画道路の区域とするものです。

また、起点である御薊町高向から幅員構成 9.5m で整備を行うことから、小俣町元町の整備済区間までの幅員についても 9.5m で統一し、一部の線形については整備後約 20 年が経過し、再整備を行う計画がないことから、都市計画の制限を解除するため、既存道路にあわせて変更するものです。

■総括図（P 3 参照）

黄色が変更前、赤色が変更後を示しております。変更区間としまして、延長約 1,600m、変更前の幅員が 9.5～16.0m の 2 車線、変更後の幅員が 9.5m の 2 車線です。

■計画図（P 4 参照）

黄色が変更前、赤色が変更後を示しております。道路幅員と一部ルートの変更を行います。図面左の小俣町側から順に、一番左側の①の区間は現道にあわせて幅員と線形を変更します。②の区間は幅員を変更いたします。③と④の区間につきましては詳細設計及び関係機関の調整により道路法面の盛土形状が確定したため、法尻までを都市計画道路の区域に変更いたします。

■新旧対照表（P 5 参照）

変更前がゴシック斜体となっており、表の真ん中の中段の嵩上式が 960m から 940m、地表式区域の延長が 1,910m から 1,930m に変更となっております。

■標準横断図（P 6 参照）

黄色が変更前、赤色が変更後の都市計画道路の区域を示しております。上の横断図が御菌側の横断図です。左側が宮川上流、右側が宮川下流となっております。道路法面の盛土形状が確定したため、赤色ラインの法尻までを都市計画道路の区域に変更をいたします。

中段の図は小俣側の嵩上式区間の横断図です。御菌側の横断図と同様に左側が宮川上流、右側が宮川下流となっており、赤色ラインの法尻までを都市計画道路の区域に変更をいたします。

下の図は小俣側の地表式部分の横断図です。黄色のラインが変更前の幅員 16m、赤色のラインが変更後の幅員 9.5m となっております。

■今後のスケジュール（P 7 参照）

今後の予定につきまして、一番上が今回の審議会（書面開催）でございます。

次に素案の縦覧を 9 月上旬から 2 週間実施し、三重県との事前協議を 10 月に行い、第 70 回の審議会を 11 月中旬に開催し、素案の縦覧結果報告と案の事前説明をさせていただきます。その後 12 月上旬から 2 週間案の縦覧を実施し、令和 6 年 1 月下旬頃の本審議会で答申をいただけましたら、2 月下旬頃の変更告示を予定しております。